

公益財団法人阪神北広域救急医療財団 役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人阪神北広域救急医療財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、役員等に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表に定める金額の範囲内とする。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、別表に定める額とする。
- 4 前項にかかわらず、非常勤役員等のうち地方公共団体の特別職の職員及び一般職の職員で役員等に選任された者には、報酬を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 財団の常勤理事に対する報酬額は、理事会で定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規則（以下「給与規則」という。）に準ずる。

2 非常勤役員等に対する報酬の支給日は、前項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会が行われた日の翌月10日（当日が土曜、日曜、祝日の場合はその前日）とする。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち、旅費に関するものについては、別に定める財団旅費規則を適用する。
- 3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規則の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月22日から施行する。

別表

役職名	報酬額
理事長	年間総額6,600,000円以内
常務理事	年間総額4,500,000円以内
非常勤役員等	理事会又は評議員会の出席につき、1日あたり11,000円を支給